

住宅性能表示制度を活用すれば 【フラット35】物件検査がスムーズに！

共同建て編

✓ 新築住宅の物件検査を一部省略することができます！

住宅性能表示制度のうち、以下の要件を満たす住宅性能評価書を取得する新築住宅は、【フラット35】の物件検査を一部省略することができます。

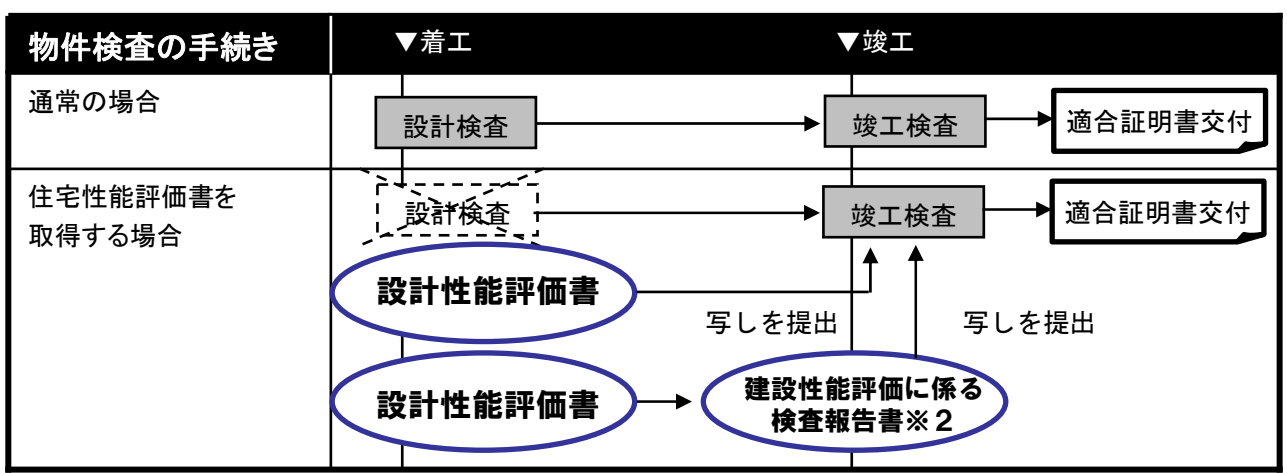
設計住宅性能評価書を取得する場合



設計検査
が省略できます。

【新築住宅の物件検査を一部省略するための要件（【フラット35】Sは裏面参照）】

- 以下の等級を全て満たすこと
 - 省エネルギー対策等級2、3または4
 - 原則として維持管理対策（共用配管）等級2（※1）
- 住宅性能評価を行った機関と同一の検査機関に【フラット35】の物件検査を申請すること



※1 検査の過程で給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）で各戸が共有するものが構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けられていないことが確認できれば、等級の取得は不要とすることができます。
 ※2 建設住宅性能評価書の取得前でも、建設住宅性能評価の検査報告書（竣工前の検査で最終のもの）を提出することにより、竣工検査を申請することができます。

共同建て編



【フラット35】Sにも住宅性能評価書が活用できます。

新築住宅の物件検査を一部省略するための要件（表面参照）に加えて、以下の要件を満たす住宅性能評価書を取得する新築住宅は、【フラット35】S（優良住宅取得支援制度）を申請する場合にも物件検査を一部省略できます。

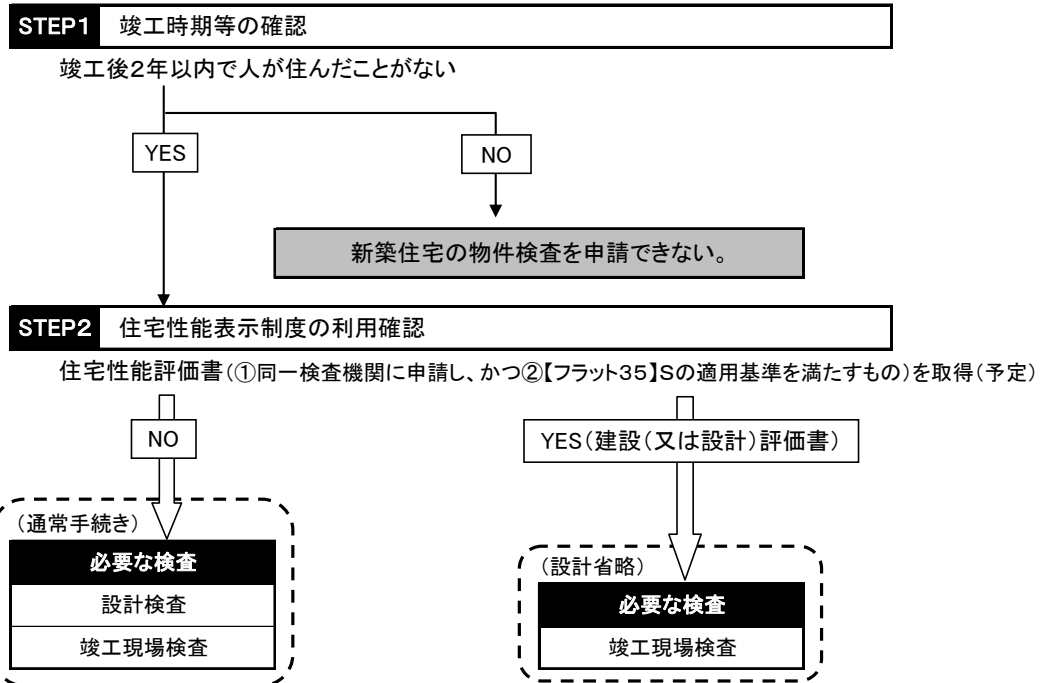
【新築住宅の物件検査を一部省略するための要件（【フラット35】S）】

以下のいずれかの等級を満たすこと（※3）

- 省エネルギー性・省エネルギー対策等級4の住宅
- 耐震性
 - ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2または3の住宅
 - ・免震建築物（住宅性能表示制度の評価方法基準1-3）のいずれか
- バリアフリー性・高齢者等配慮対策等級3、4または5の住宅
- 耐久性・可変性・劣化対策等級3、維持管理対策等級2または3の住宅、および一定の更新対策（※4）

既に竣工している場合は、以下のフローチャートをご確認の上、【フラット35】S物件検査を申請してください。

竣工後に【フラット35】Sを申請する場合の物件検査の手続き



※3 平成20年10月1日以降、上記要件は「いずれか2つ以上」から「いずれか1つ以上」に変わりました（平成20年度中の措置）。なお、平成21年度以降の【フラット35】Sの取扱いは、未定です。

※4 一定の更新対策とは、躯体天井高の確保（2.5m以上）及び間取り変更の障害となる壁または柱がないことです。

お問い合わせは、



<住宅金融支援機構お客様コールセンター>
0570-0860-35

受付時間：毎日9:00-17:00（祝日、年末年始は除く）

最新情報は、

<フラット35サイト>

www.flat35.com

（平成20年9月作成）